

産業廃棄物最終処分場等の水質分析業務

仕 様 書

令和 7 年度

岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課

第 1 章 一般事項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受注者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (秘密の厳守)

本委託の実施並びに結果等については、秘密を厳守すること。

1. 1. 4 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概 要

2. 1. 1 (業務概要)

本業務は、岡山市内に設置している産業廃棄物最終処分場等からの浸透水、放流水等による公共用水域への水質汚濁の実態を把握し、産業廃棄物最終処分場の設置者等に対する指導等を行うためのデータ収集を目的とする。

2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は下記のとおりとする。

(1) 試料採取日時

業務終了日の1ヶ月前までの岡山市が指定する日。

(2) 採水地点、測定分析項目及び検体数

別表のとおりとする。

(3) 採水容器の準備

原則として、岡山市が指定した試料採取日の前日までに、洗浄した採水容器（採取場所が特定できるよう、予め別表の試料番号を付したものを）を岡山市産業廃棄物対策課執務室に持ち込むこと。

詳細は監督員と事前に打ち合わせを行い、監督員の指示に従い実施すること。

(4) 試料の受け取り

岡山市が採取した試料を当日に持ち込む。試料を渡す場所は、岡山市内にある受注者の者の分析機関とする。

(5)測定分析方法

別表のとおりとする。

(6)環境基準値等を超過した場合の報告

次に示す検査結果が得られたときは、直ちに検査結果を岡山市に報告すること。

- ① 環境基準値（生活環境項目を除く。）又は排水基準値が定められている項目について、その基準値を超えた場合。
- ② 試料の汚染など、再採水の必要が生じた場合。

(7)履行期間

契約を締結する日から令和8年2月20日までとする。

2. 1. 3 （提出書類）

本業務に関する提出書類は下記のとおりとする。

(1)着手前に提出する書類

- ① 業務責任者 1 部
受注者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不適当と認めた場合は改めて選任すること。
- ② 業務作業表 1 部
- ③ 水質試料採取方法についてのマニュアル 1 部
- ④ 登録証写し（計量証明事業登録証の写し） 1 部

(2)契約に関する書類

- ① 課税事業者届出書 1 部
- ② 業務契約書 委託者・受託者各 1 部ずつ
- ③ 業務着手届 1 部

契約締結日後 1 5 日以内に着手し、提出すること。

(3)完了後に提出する書類

- ① 業務報告書
報告書の内容は下記のとおりとし、その様式については監督員と事前に打ち合わせを行うこと。
 - (ア)濃度計量証明書 1 部及びその写し 1 部
 - (イ)測定分析結果一覧表
 - (ウ)分析結果個別表

＊(イ)及び(ウ)については、岡山市が受注者に対し電子ファイルを送付する。
受注者は当該電子ファイルに結果を入力し、②の電子記録媒体として提出するとともに測定分析結果一覧表及び分析結果個別表を必要部数を印字して提出すること。
- ② 測定分析結果（指定様式）を入力した電子記録媒体 1 枚

第 2 節 その他

2. 2. 1 (注意事項)

次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 監督員は、受注者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受注者に対し、適合するように指示することができる。
- (3) 本業務実施に係る現場管理上の事故については、全て受注者の責任とする。
- (4) 本業務実施に係る分析等の精度管理を確認するため、監督員が受注者の分析状況、マニュアル等を確認する場合がある。

2. 2. 2 (変更後業務委託料の算出について)

契約金に変更があった場合の変更後契約金の算出は、次の式による。

変更後契約金

$$\begin{aligned} & \text{当初契約金 (税込)} \\ = & (\text{変更後設計金額 (税抜)} \times \frac{\text{当初契約金 (税込)}}{\text{当初設計金額 (税込)}}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

産業廃棄物最終処分場等の水質分析業務（令和7年度）

別表

区分		管 理 型					安 定 型															不法投棄	合計		
採水場所		A	B	C	D	E	F		G	H	I	J	K		L		M		N	O	P	検査方法①	検査方法②	検査方法③	
試料種類		A	B	C	D	E	F	F	G	H	I	J	K	K	L	L	M	M	N	O	P				
項目		1	1	1	1	1 2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1			
1	水素イオン濃度（pH）	①	①	①	①	① ③																5	0	1	
2	電気伝導率	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
3	塩化物イオン	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
4	生物化学的酸素要求量（BOD）	①	①	①	①	① ③	①	①	①	①	①	①	①	①	①	③	①	①	①	①		18	0	2	
5	化学的酸素要求量（COD）	①	①	①	①	① ③	①	①	①	①	①	①	①	①	①	③	①	①	①	①		18	0	2	
6	浮遊物質量（SS）	①	①	①	①	① ③																5	0	1	
7	ノルマルヘキサン抽質物含有量（鉱油）	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
8	ノルマルヘキサン抽質物含有量（動植物油脂）	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
9	フェノール類含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
10	銅含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
11	亜鉛含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
12	溶解性鉄含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
13	溶解性マンガン含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
14	クロム含有量	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
15	大腸菌数	①	①	①	①	① ③																5	0	1	
16	窒素含有量(全窒素)	①	①	①	①	① ③																5	0	1	
17	燐含有量（全りん）	①	①	①	①	① ③																5	0	1	
18	シアン化合物（A～E1） 全シアン（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
19	カドミウム及びその化合物（A～E1） カドミウム（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
20	鉛及びその化合物（A～E1） 鉛（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
21	六価クロム化合物（A～E1） 六価クロム（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
22	砒素及びその化合物（A～E1） 砒素（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
23	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 （A～E1）、総水銀（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
24	アルキル水銀化合物（A～E1） アルキル水銀（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
25	有機燐化合物	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
26	ポリ塩化ビフェニル（PCB）（A～E1）、PCB（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
27	トリクロロエチレン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
28	テトラクロロエチレン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
29	四塩化炭素	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
30	ジクロロメタン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
31	1, 2-ジクロロエタン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
32	1, 1, 1-トリクロロエタン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
33	1, 1, 2-トリクロロエタン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
34	1, 1-ジクロロエチレン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
35	1, 2-ジクロロエチレン						②		②	②	②	②	②		②		②		②	②		0	10	0	
36	1, 3-ジクロロプロペン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
37	ベンゼン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
38	チウラム	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
39	シマジン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
40	チオベンカルブ	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
41	セレン及びその化合物（A～E1） セレン（E2～P）	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
42	ふっ素及びその化合物（A～E1） ふっ素（E2、L、P）	①	①	①	①	① ③										③					③	5	0	3	
43	ほう素及びその化合物（A～E1） ほう素（E2、L、P）	①	①	①	①	① ③										③					③	5	0	3	
44	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	①	①	①	①	① ①																6	0	0	
45	1, 4-ジオキサン	①	①	①	①	① ③	②		②	②	②	②	②		②	③	②		②	②	③	5	10	3	
46	クロロエチレン						②		②	②	②	②	②		②		②		②	②		0	10	0	
47	シス-1, 2-ジクロロエチレン	①	①	①	①	① ③										③					③	5	0	3	
48	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					③										③					③	0	0	3	

備考：検査方法①平成10年06月16日 環境庁・厚生省告示1号、検査方法②平成10年06月16日 環境庁・厚生省告示1号（地下水等検査項目）、検査方法③昭和46年12月28日 環境庁告示第59号